

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成19年
4月10日
(火曜日)

目次

告示

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課)	一
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)	二
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の指定辞退の届出(厚政課)	二
生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)	二
生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(六件)(厚政課)	三
第二種大規模小売店舗立地法特例区域の決定(商政課)	四
土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	四
土地改良事業施行の同意(農村整備課)	四
土地改良事業計画変更の同意(農村整備課)	四
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	五
大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)	五
土地改良区役員の届出(農村整備課)	六
土地改良事業の完了の届出(農村整備課)	六
県営徳地南地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)	七
県営木屋の谷地区ため池等整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課)	七
建設業の許可の取消し(監理課)	七

山口県告示第百八十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成十九年四月十日

山口県知事 二井 関成

名 称	医療機関	所在地	廃止年月日
なかむらレディースクリニック	萩市大字熊谷町一〇八	平成二五、一二、三一	
大腸クリニックかわむら内科	防府市大字高井三三三の一	平成一八、〃	
中央診療所	〃 中央町四番五号	平成一九、二、一	
横田胃腸科・外科・肛門科	岩国市南岩国町四丁目五七番一〇	平成二二、九、三〇	
南陽診療所	山陽小野田市大字小野田二七九五	平成一八、五、三一	
中央歯科医院	山口市糸米一丁目一番一三三号	平成二二、一、二、〃	
もんでん歯科医院	萩市大字今古萩町一五	平成一九、一、〃	
第一薬局ヘルスガーデン	山陽小野田市市川六丁目四番一号	〃 二、五	

名 称	指定訪問看護事業者等の主たる事務所所在地	訪問看護ステーション等	所在地	廃止年月日
医療法人仁心会	宇部市昭和町一丁目二番一五号	仁心会訪問看護ステーション	宇部市昭和町一丁目二番一五号	平成一九、一、三一
医療法人社団青藍会	山口市吉敷三〇四一の一三	郡訪問看護ステーション	山口市小郡下郷八六六の四	〃
〃	〃	ハートホーム平川訪問看護ステーション	〃 黒川七二	〃
〃	〃	〃	〃	〃

山口県告示第百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年四月十日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所 名称	居宅介護事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
医療法人社団 陽光会	光市島田二丁目二番一六号	光中央病院デ イサービスセ ンター	光市島田二丁目二番一〇号	通所介 護	平成一九、 二、
株式会社ヨネ ツ	柳井市天神一 七番七号	株式会社ヨネ ツ	柳井市天神一 七番七号	福祉用 具貸与	平成二八、 二、
サンキ・ウエ ルビー株式会 社	広島市西区商 工センター六 丁目二番一 号	サンキ・ウエ ルビー介護セ ンター 岩国	岩国市元町一 丁目一番五号	夜間対 応型訪 問介護	平成一九、 三、
医療法人仁心 会	宇部市昭和町 一丁目二番一 五号	認知症対応型 通所介護のみ	宇部市寿町三 丁目一番六 号	認知症 対応型 通所介 護	” 二、 ”

山口県告示第百九十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年四月十日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護支援事業者 名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所 名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
医療法人新生会	岩国市多田三丁目一〇一の五	さくらんぼ玖珂 介護保険相談室	岩国市玖珂町五〇四五の二〇	平成一八、 六、

山口県告示第百九十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年四月十日

山口県知事 二井 関 成

特定福祉用具販売事業者 名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業所 名称	特定福祉用具販売事業所の所在地	指定年月日
株式会社ヨネツ	柳井市天神一七 番七号	株式会社ヨネツ	柳井市天神一七 番七号	平成一八、 二、

山口県告示第百九十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年四月十日

山口県知事 二井 関 成

介護予防事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所 名称	介護予防事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
有限会社レ ナール企画	宇部市昭和町 一丁目九番三 〇号	指定訪問介護 ヘルパーズ セッションほ えみ	宇部市寿町三 丁目二番五号	介護予 防訪問 介護	平成一八、 四、
財団法人周南 市医療公社	周南市宮の前 二丁目三番一 五号	訪問看護ス テーションゆ め風車	周南市宮の前 二丁目六番二 七号	介護予 防訪問 看護	” ” ”
有限会社きら く	岩国市美和町 浜前六〇三の 二	デイサービス きらく	岩国市美和町 浜前六〇三の 二	介護予 防通所 介護	平成一九、 二、
医療法人社団 陽光会	光市島田二丁目二番一六号	光中央病院デ イサービスセ ンター	光市島田二丁目二番一〇号	”	”
有限会社レ ナール企画	宇部市昭和町 一丁目九番三 〇号	オアシスこと しば	宇部市寿町三 丁目二番五号	介護予 防特 定 介護 施設 居 住 者 介 護	平成一八、 四、

株式会社ヨネ	柳井市天神一 七番七号	株式会社ヨネ	柳井市天神一 七番七号	介護予 防福祉 用具貸	〃	二、一、
有 限 会 社 レ ナ ー ル 企 画	宇部市昭和町 一丁目九番三 〇号	グループホー ムオアシスこ としば	宇部市寿町三 丁目二番五号	介護予 防認知 症対応 生活共 同介護	〃	四、

山口県告示第百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年四月十日

山口県知事 二井 関 成

地域包括支援センター の名称	主たる事務所の所在地	介護予防支援事業所の所在地	指定年月日
山口市	山口市亀山町二番一號	山口市地域包括支援センター 山口市亀山町二番一號	平成一九、四、

山口県告示第百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十九年四月十日

山口県知事 二井 関 成

特定介護予防福祉用具販売事業者 の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所の所在地	指定年月日
株式会社ヨネツ	柳井市天神一七番七号	株式会社ヨネツ 柳井市天神一七番七号	平成一八、二、

山口県告示第百九十六号

中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十五条第一項の規定により、次のとおり第二種大規模小売店舗立地法特別区域を定めた。

平成十九年四月十日

山口県知事 二井 関 成

山口市道場門前一丁目一〇の五、一一、一二の一及び一四の四の一部

山口県告示第百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十九年四月十日

山口県知事 二井 関 成

土地改良区の名称	認可年月日
山陽町古開作土地改良区	平成一九、三、三〇

山口県告示第百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

平成十九年四月十日

山口県知事 二井 関 成

市町名	施行地区	事業の種類	同意年月日
長門市	大堤地区	かんがい排水	平成一九、三、三〇
周南市	落迫地区	ため池の整備	〃

山口県告示第百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の三第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の計画の変更について次のとおり同意した。

平成十九年四月十日

山口県知事 二井 関 成
山 口 県 報
長門市 施行地区 事業の種類 同意年月日
山口県知事 二井 関 成
長門市 上げ地区 ため池の整備 平成一九、三、三〇



(一六九) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十九年五月十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年四月十日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十九年三月十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 クリスタル

代表者の氏名 亀田 新司

主たる事務所の所在地 岩国市元町四丁目一番一―号

三 定款に記載された目的

日常生活、学校、地域及び職場において心の悩みや適応の困難を抱えている人、L
D(学習障害)、アスペルガー症候群、高機能自閉症等の障害を持つ人、虐待を受け
たことにより支援が必要な子ども並びに免疫不全その他の身体に障害を抱えている人
並びにその家族に対して生活支援及びカウンセリングを行い、並びに講演会並びに支
援スタッフ及び生活カウンセラーを養成するためのスクールを開催することにより、
社会教育の推進及び普及に努めるとともに、地域の福祉の増進に寄与すること。

(一七〇) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次の
とおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十九年四月十日から
同年八月十日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において
公衆の縦覧に供します。

平成十九年四月十日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 (仮称)ドン・キホーテ宇部店

所在地 宇部市大字妻崎開作八四一の三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

合同会社ジョイCV1 東京都新宿区西新宿八丁目五番一―号 中澤 真二

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏
名

氏名又は名称 住 所 代表者の氏名

株式会社ドン・キホーテ 東京都新宿区西新宿二丁目六番一―号 安田 隆夫

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年十一月三十日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、六九二平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

一五九台

(二) 駐車場の収容台数

八七台

(三) 荷さばき施設の面積

一三七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

二四立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏 名 又 は 名 称
株式会社ドン・キホーテ
開店時刻
午前零時
閉店時刻
午後一二時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前零時から午後十二時まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数
二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前六時から午後九時まで

八 届出年月日
平成十九年三月二十九日

(一七二) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

平成十九年四月十日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員

土地改良区の名称 理事の別 氏 名 住 所
山口市吉敷畑土地改良 理事 吉村 英之 山口市吉敷三九三

増本 通夫 三三七

木村 實 三三七

中井手義彦 三五三の一

杉本 清照 二九八

宗村 勝正 四〇一

小林 松二 五〇五

二 退任した役員

土地改良区の名称 理事の別 氏 名 住 所
山口市吉敷畑土地改良 理事 吉村 英之 山口市吉敷三九三

増本 通夫 三三七

山口市吉敷畑土地改良 理事 吉村 英之 山口市吉敷三九三

木村 實 三三七
中井手義彦 三五三の一
村田 昭夫 一八三
宗村 勝正 四〇一
小林 松二 五〇五

(一七二) 土地改良事業の工事の完了の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三条の二第一項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出がありました。

平成十九年四月十日

山口県知事 二井 関 成

土地改良事業を行つた者の名称又は氏名 事業の名称 工事着手時期 工事完了時期

下関市豊北町土地改良 寺田地区 平成一五、五、一五 平成一七、六、六

下関市豊田町土地改良 山田村地区 平成一七、二、二六 平成一九、二、二七

下関市豊田町土地改良 大迫(豊田)地区 平成一六、七、一三 平成一八、三、一

下関市菊川町土地改良 貴船地区 平成一三、一〇、一六 平成一五、六、六

下関市 かんがい排水道地区 平成一四、七、一 平成一八、二、二七

下関市 ほ場の整備 切通地区 平成一六、六、二九

下関市 ため池の整備 奥ノ原地区 平成一六、九、二 平成一八、三、三〇

下関市 ため池の整備 横尾地区 平成一七、七、一 平成一八、五、一〇

下関市 ため池の整備 鍛冶屋奥地区 平成一七、一、一五 平成一七、三、二三

下関市 ため池の整備 大堤地区 平成一五、六、一 平成一七、三、二三

下関市 ため池の整備 ため池の整備 平成一六、九、一 平成一八、二、二四

下関市 ため池の整備 迫浴下地区 平成一六、九、一 平成一八、二、二四

下関市 ため池の整備 ため池の整備 平成一六、九、一 平成一八、二、二四

山田地区 ため池の整備	九、二四	〃	〃	二八
観音地区 ため池の整備	七、一三	〃	〃	二九

(一七三) 県営徳地南地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業変更計画書の縦覧
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、
 県営徳地南地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業の事業計画を変更したので、
 同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供
 します。

平成十九年四月十日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営徳地南地区農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年四月十一日から同年五月一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一七四) 県営木屋の谷地区ため池等整備事業変更計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、

県営木屋の谷地区ため池等整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項において準
 用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十九年四月十日

山口県知事 二井 関 成

一 縦覧に供する書類

県営木屋の谷地区ため池等整備事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年四月十一日から同年五月一日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一七五) 建設業の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)第二十九条第一項の規定
 により、建設業の許可を取り消しました。

平成十九年四月十日

山口県知事 二井 関 成

一 処分をした年月日

平成十九年二月二十八日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番
 号

商号 又は 名称 菊乃関工業株式会社

主たる営業所の所在地 宇部市大字東方倉一〇三番地の一〇

代表者の氏名 草田 和枝

許 可 番 号 山口県知事許可(般一七)第二二七四九号

三 処分の内容

大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

四 処分の原因となった事実

菊乃関工業株式会社が、雇用関係のない者についてその者が法第七条第二号に規定
 する者である旨の証明書を作成し、これを添付して建設業の許可申請を行い、平成十
 七年六月二十四日付けで大工工事業に関する法第三条第一項の許可を受け、このこと
 が法第二十九条第一項第五号に該当する。

平成十九年四月十日印刷
平成十九年四月十日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）